

第 2 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日

と ころ 黒田庄町中央公民館

西脇市・黒田庄町合併協議会

第 2 回西脇市・黒田庄町合併協議会会議録索引

項目	議 題 名 等	頁 数
報告事項		
報告第13号	今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について	6
報告第14号	「住民意向調査」の結果（中間報告）について	7
協議事項		
協議第4号	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	7～15
協議第5号	合併の方式について	15～18
協議第6号	合併の期日について	18～22
協議第7号	新市の名称について	22～29
協議第8号	新市まちづくり計画検討小委員会の設置について	29～32
事前提案事項		
協議第9号	新市の事務所の位置について	33～36
協議第10号	財産の取扱いについて	36～37
協議第11号	一般職の職員の身分の取扱いについて	37～41
協議第12号	条例・規則等の取扱いについて	41～43
協議第13号	町・字の区域及び名称の取扱いについて	43～44
協議第14号	慣行の取扱いについて	44～46
協議第15号	各種事業（都市交流事業）の取扱いについて	46～47
協議第16号	各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて	47～48

第2回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成15年12月19日（金）

午後1時30分から

場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第13号 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

報告第14号 「住民意向調査」の結果（中間報告）について

(2) 協議事項

協議第4号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

協議第5号 合併の方式について

協議第6号 合併の期日について

議案第7号 新市の名称について

議案第8号 新市まちづくり計画検討小委員会の設置について

(3) 事前提案事項

協議第9号 新市の事務所の位置について

協議第10号 財産の取扱いについて

協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第12号 条例・規則等の取扱いについて

協議第13号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

協議第15号 各種事業（都市交流事業）の取扱いについて

協議第16号 各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第3回 1月20日（火） 西脇市生涯学習まちづくりセンター

第4回 2月19日（木） 黒田庄町中央公民館

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副 会 長
2号委員 (議長・議員)	清 瀬 英 也	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	西 山 勝 敏	出	
	宮 崎 好 史	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	出	
大 西 一 三	出	局長代理	

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	高 瀬 寿 之	西脇市収入役
〃	松 原 照 幸	黒田庄町収入役
〃	丸 山 隆 義	西脇市教育長
〃	白 川 洋 彦	黒田庄町教育長
〃	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
〃	黒 田 辰 雄	西脇市企画課主幹
〃	芝 本 満	黒田庄町企画振興課長
県 民 局	田 邊 陽 一	北播磨県民局参事

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	内 橋 敏 彦	
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 432 389 465">事務局長</p> <p data-bbox="268 840 389 873">東野町長</p>	<p data-bbox="683 376 1114 409">(開 会 午 後 1 時 2 8 分)</p> <p data-bbox="448 432 1321 584">失礼いたします。定刻少し前でございますが、おそろいをいただきましたので始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p data-bbox="448 607 1321 813">それでは、協議会 2 回目で黒田庄町に会場を世話になっております。最初に、町長さんの方から開会に先立ちましてごあいさつをいただきたいと思います。町長さん、よろしくお願いたします。</p> <p data-bbox="448 840 1321 1104">改めまして、皆さんこんにちは。本年も残すところ 10 日余りでございます。大変、年末のお忙しい中、委員の皆さん方には全員おそろいでご出席をいただきましてありがとうございます。とくに、先ほど私は今年に入って初めて雪を見ました。それほど冷え込んできた、こういうふうな中での開会となります。</p> <p data-bbox="448 1131 1321 1507">また、昨日の神戸新聞を見ますと、私の町の隣であります氷上郡の合併協議会が、住民発議により 3 年間の協議を持ち、先月末に調印をされ、そういうふうな状態になったにもかかわらず今紛糾をつけるようなそういうような状態にあるという、こんな報道を受けました。原因は、新しいまちの名前、そのことをめぐってのことだったという、そういうようなことで報道されたところです。</p> <p data-bbox="448 1534 1321 1977">本町と西脇市、そういうふうな関係ではなしに、真摯に皆さん方に議論いただいて、住民、市民、あるいは町民の皆さん方の周知を徹底する中でこの協議をぜひ実りあるものにしていければなというふうに思っています。そんな意味合いでも、合併の一番基本であるそういうような項目について、前回、今回のことについて提示もさせていただきました。合併の方式の問題、新市の名称の問題、そういうふうな肝心な事柄を先にきちんと議論をして、そして方向性を見出して、次の段階にしていく、こういうことが</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長</p>	<p>必要だろうと、そういうふうな中での事務局からの提案であるというふうなとらえ方をしています。様々、この2回目から協議をお願いするわけですが、皆さん方の活発なご議論、またそういう中での真摯な話し合いを心よりお願いを申し上げまして、開会に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。</p> <p>また、県民局の方から大西副局長さんをご参加いただいています。本当にお世話になりますが、よろしくお願い申し上げまして、開会のごあいさつにかえさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。早速でございますが、開会に移りたいと思いますが、議事の進行上2点ばかりお願いをいたしたいと思えます。</p> <p>まず、1つ目は携帯をお持ちの方、恐れ入りますがマナーモードに切りかえていただきたいと思えますので、よろしく願いたいと思えます。</p> <p>もう1点、委員さん方ご発言の折は係りの者がマイクをお持ちをしますので、その場でお待ちいただいて、そのマイクをお願いをしたいと思います。それでは、よろしく願いたいと思えます。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>それでは、規約第10条第2項に基づきまして、内橋会長に議長をお願いいたしたいと思えます。議長、よろしく願いたいします。</p> <p>それでは、協議会規約に基づきまして会議の議長を務めさせていただきますので、よろしく願います。</p> <p>本日は2回目となりますが、早速この合併協議の根幹となるべき、合併の方式、期日、新市の名称、まちづくりの方針について核心に触れてまいります。両市町の誇りを持てる地域づくりのために、委員さん方の前向きな議論をお願いをいたしたいと思えます。</p> <p>それでは、本日会議の出席委員は19名全員出席でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1070 389 1104">事務局長</p> <p data-bbox="268 1888 389 1921">内橋議長</p>	<p data-bbox="448 315 1323 521">す。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日県民局長の代理で大西副県民局長に出席をいただいております。規約に関する協議書第4条により、代理出席が認められておりますので、ご了承をいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="448 546 1323 636">それでは、ただいまより第2回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。</p> <p data-bbox="448 660 1323 866">議事に入ります前に、会議次第第2の会議録署名議員の指名でございますが、今回の会議録署名委員には、西脇市の小林茂夫委員、黒田庄町の三谷康委員を指名させていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p data-bbox="448 891 1323 1043">それでは、議事に移ります。まず、報告事項でございます。報告第13号今後の市町経営のあり方に関する支援地域の指定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p data-bbox="448 1068 1323 1453">それでは、報告第13号について報告資料の1ページをごらんいただきたいと思います。この支援地域としては、合併協議会が設置された市町に対して県が指定されるものであります。本市町は、11月14日に第1回協議会を開催いたしまして、規約等を報告し、承認をいただきましたので、指定申請をし、11月26日に指定を得たものでございます。2ページにその指定書の写しがございますので、ごらんいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="448 1478 1323 1800">支援地域の指定を受けますと、県の合併支援事業の活用や国の合併支援プランによる施策の活用、また、協議会の運営についてのご助言を受けることになっております。なお、県内には法定協議会の設置は16カ所、構成市町で言いますと6市52町となっておりますが、12月15日現在では13カ所がこの指定を受けて事業を推進しております。</p> <p data-bbox="448 1825 820 1859">以上、報告を終わります。</p> <p data-bbox="448 1883 1323 1973">報告第13号今後の市町経営のあり方に関する支援地域の指定について説明が終わりました。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 432 389 465">事務局長</p>	<p data-bbox="448 315 1323 405">続きまして、報告第14号住民意向調査の結果について、事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="448 432 1323 1048">それでは、報告第14号住民意向調査について、資料4ページをお開きをいただきたいと思います。住民意向調査につきましては、両市町の住民の生活実態、新市の将来像について、住民意識の把握を行い、新市のまちづくり計画に生かすことを目的に、16歳以上4,000人を対象に実施をしました。11月21日が投函の締め切りでありましたが、その時点で回収が思わしくないために、はがきで再度督促をし、分析作業に影響のない最終期限、12月上旬まで受付を延ばしました。その結果、有効回答は1,847人、回答率が46.2%で、先進地の状況を少し上回ったような形になってます。ご協力をいただいた方には感謝をしておる次第でございます。</p> <p data-bbox="448 1072 1323 1453">居住地別では、西脇市が3,040人に送付をし、回答が1,284人でございます。回答率42.2%。黒田庄町が960人に送付をし、回答が537名、回答率55.9%となっております。また、男女別の回答率は、男性が39.9%、女性が51.2%、年代別の回答率では10代の方が若干低く24.6%、高いところと言いますと60代が一番高くて53.2%というような結果になっております。</p> <p data-bbox="448 1478 1323 1744">なお、本日は中間の資料しかお渡ししてませんが、現在コンサル業者に委託をして、分析をしていただいております。その結果といたしますのは、1月ごろに報告できると思います。そういう結果を踏まえて、今後住民の意向を新市のまちづくり計画の中で反映していきたいと考えております。</p> <p data-bbox="448 1769 730 1803">以上でございます。</p>
<p data-bbox="268 1832 389 1865">内橋議長</p>	<p data-bbox="448 1832 1323 1921">報告第14号住民意向調査の結果について説明が終わりました。以上で、報告事項は終わりました。</p> <p data-bbox="448 1946 1323 1980">続きまして、これから協議事項に移ります。まず、協議第4号</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長</p>	<p>新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針についてを、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、前回の事前提案で簡単に資料について説明させていただきましたが、補足説明を加えて、再度説明させていただきたいと思います。協議事項の資料の2ページをお願いいたしたいと思います。</p> <p>まず、2ページでございますが、新市のまちづくり計画ということで、それは、合併後の新市のまちづくりプランとして、新市の総合計画の基本構想的な位置づけを担うもので、つまり合併する市町村が新しいまちとして一体的に発展していくために、どのような方向でまちづくりを行っていくのか、地域住民の将来のビジョンを示す大事なものです。この内容は、合併協議会で策定するものであります。合併特例法で定める合併特例債などの財政支援措置を受けるためには、この計画の中で事業計画主要事業として位置づけておく必要があります。</p> <p>3ページをごらんいただきたいと思います。これが、計画の策定方針を記載したものです。読み上げをさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、新市のまちづくり計画は、西脇市・黒田庄町の合併後の新市におけるマスタープランとしての役割を担うものであることから、両市町の既存の総合計画を初めとする、各種計画、住民意識調査を十分に踏まえ、両市町の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民意識の向上に努めるものとなるように策定するものです。</p> <p>次に、合併後の新市の将来目標を定め、新市のまちづくりを行っていくための基本方針、またこれを実現するために主要事業及び公共施設の統合整備については将来を展望した長期的な視野に立って策定するもの。</p> <p>次に、計画内容については、単にハード面の整備だけでなく、</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ソフト事業にも配慮するとともに、実現可能でかつ真に新市にまちづくりに資する事業を選び、健全な財政運営に裏づけられた着実なものとする。</p> <p>次に、計画策定期間でございますが、合併後おおむね10年について定めるものです。ただし、財政計画につきましては合併後15年間を見据えたものを策定するものです。</p> <p>次に、財政計画の策定に当たっては、今後経済情勢等の見通しを踏まえるとともに、地方交付税、補助金及び地方債などの依存財源を過大見積もりすることなく、健全な財政運営が行われるよう十分配慮するものです。</p> <p>次に、新市に進むべき方向について、より具体的かつ詳細な内容は、合併後の新市において策定する総合計画に委ねるものとする。</p> <p>おおむね、このような方針で望みたいという案でございます。その計画策定方針については、委員さん方に決定いただきたいというものでございます。</p> <p>4ページをごらんをいただきたいと思っております。計画策定の手順を記載しております。協議会において原案を作成し、県知事さんの事前協議の上、正式協議を得て総務大臣及び県知事に提出するものでございます。</p> <p>5ページでございますが、計画構成内容を挙げております。6ページに、計画策定を体系図として記載しておりますこの新市まちづくり計画のもとに、詳細かつ具体的な内容について新市発足後新市総合計画策定をいたします。</p> <p>7ページの策定スケジュールでございますが、いま説明をいたしました作業工程を経まして、16年4月に計画素案に修正を加え、概要版の作成ができましたら、住民説明会で住民の皆さんにお示しする予定にしております。</p> <p>なお、本日この協議事項の第8号でお諮りすることになってお</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>りますが、この計画の策定に係る調査や審議をもう少し専門的に行っていただくために、協議会の中に小委員会の設置を考えております。どうぞよろしくお願をしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
長谷川委員	<p>協議第4号新市建設計画「新市まちづくり計画」の策定方針について説明が終わりました。ただいまの、この協議第4号につきまして、ご質問なりご意見をお受けいたしたいと思いますが、発言の際には大変恐縮ですがお名前を先に言っていただいでからお願いをいたしたいというように思います。それでは、何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
内橋議長	<p>7ページ計画策定スケジュールの中で、16年の1月、2月にかけて基本方針ということですが、今町民が一番受けている心配しているものは住民が不在で計画が決まるんでなからうかというように思います。したがって、次回審議される予定になっております地域総合事務所で取り扱われる具体的な、業務策定の時期というのはこの中でどこになるのでしょうか。</p> <p>それから、県が合併支援策として提案している多核的ネットワーク型に準じて進められるのでしょうか。このあたりは議長さんどうですか。お願いします。</p>
事務局長	<p>はい、事務局から。</p> <p>まず、総合事務所の件なんですけども、これは事前提案をさせていただきまして、1月ごろに大まかな決定をいただいた後、あとの組織に移っていただきたいなと思っております。それですので、ここに挙げてますその協議会で協議をいただくこのまちづくりの総合計画とも合致をしていきますが、それぞれ行政的な分については最終平行しながら進めたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
長谷川委員	<p>はい、了解しました。</p> <p>県の多核的ネットワークというのは、総合事務所の設置という</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
長谷川委員	<p>点でございますか。</p> <p>その地域総合事務所で取扱われる具体的な業務については、県から支援策として出している、それに基づいてされるのかどうかですけど。</p>
内橋議長 事務局長	<p>はい、事務局。</p> <p>この今日ちょっと提案を、事前提案をさせていただくんですけど、今の段階ですと事務局案なり幹事会で訂正した提案をさせていただいて、そのあと1月のときに委員さんおっしゃられます議論をしていただくということでございますので、よろしく願いいたします。</p>
長谷川委員 事務局長	<p>はい、了解いたしました。</p> <p>それと、詳細につきましては若干、今日の協議第9号でここで若干触れたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。</p>
内橋議長	<p>よろしいですか。</p>
長谷川委員	<p>はい、結構です。</p>
内橋議長	<p>ほかに何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
宮崎(正)委員	<p>黒田庄町の宮崎です。先ほどの質問と重複するところがあるかもしれませんが、この新市の基本方針についての協議期間が12月になっているんですが、このことにつきまして、この3ページの計画策定方針の中で、丸の3つ目ですが「単にハード面の整備だけではなくソフト事業にも配慮するとともに、実現可能でかつ真に新市のまちづくりに」とあるんですけども、これで12月、もう1カ月終わってきているんですけども、実際にその1月の協議に入るときにどこまで具体的なこの新市の計画策定が可能なかどうか。</p> <p>それで、この法定協の場でそれを協議、承認していくのが中心なのか、それとも各行政の担当課の方で具体的に協議がされるのか、その辺の基本方針の大枠の策定方向、もし構想等がありまし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 371 389 461">内橋議長 事務局長</p>	<p data-bbox="448 315 820 344">たら説明願いたいんですが。</p> <p data-bbox="477 371 671 400">はい、事務局。</p> <p data-bbox="448 432 1321 752">3点目の、ハード・ソフト事業をどうやるかということなんですけど、研究会のときにちょうど今日報告させていただきました、住民アンケート調査の一つの中で住民意向を汲みとる、今日概要を報告させていただきました、中間報告させていただいたんですが、そのような形のものがコンサルで具体的にまとめてきております。それを一つ持っていきたいなど。</p> <p data-bbox="448 781 1321 1102">もう1点は、先日両市町のトップの方からいろいろ施策についてヒヤリングをさせていただいております。それともう1点それと前後しまして各企画担当の方から、各市町の主要事業、主要計画、それからこの課題という部分のヒアリングをさせていただいております。そういう資料をちょうど今コンサルにお渡しをして、素案づくりをさせています。</p> <p data-bbox="448 1131 1321 1800">その、素案を具体的に委員さん方にご協議を願うという状況なんですけども、きょうちょっと今も提案させていただきましたように、詳細を具体的に総括とか、いろいろございますんで、でき得れば今提案させていただいて、小委員会を設置をさせていただく中で、より具体的に展開をし、小委員会でその資料を検討して、小委員会が終わったら次の協議会で報告願って、全部の委員さんに協議を願うという計画を持っておりまして、この案件につきましては住民説明会までに期間はないんですけど、一過性のものでなしに部分的に1つずつこなして協議会に報告しますので、まずできる分から打ち合わせていきたい、そのためには小委員会を開催したいという手順でございますので、よろしく願います。</p>
<p data-bbox="236 1832 416 1921">内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p data-bbox="477 1832 671 1861">はい、どうぞ。</p> <p data-bbox="448 1890 1321 1973">それで、期間がない中で17年の3月を目途にという形で今進んでいると思うんですが、実際に17年の3月調印行われたとし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>て、それから以降に具体的に今施設、私立の施設等で運営されているところとか、公設で片や運営されているものとか、具体的にせざるを得んところが多々あると思うんです。そういった面を、大枠だけを決めてしまった上で、あとは実際に運営上支障を来たすようなやり方だけはないように、十分な時間をかけた協議等が、各課のすり合わせ等が必要なのではないかと思いますので、その辺十分配慮いただいた上で小委員会等での具体的な協議をお願いしたいと思います。</p>
内橋議長	はい、事務局。
事務局長	十分心得をして、幹事会等もございますので十分と参考にしたいと思います。
内橋議長	よろしいですか。
宮崎(正)委員	はい。
内橋議長	ほかに何かございませんでしょうか。
清瀬委員	<p>西脇市の清瀬でございます。今回のこの事前協議に関するまちづくり計画の策定方針につきましては、おおむねこれでいいのではないかという議会内での話でございますが、今後さらに具体的な項目について話が進んでくると思います。前にもお話しありましたように、小委員会等でも話されてくると思うんですが、そういった中でこの3ページのいわゆる丸の3番目ですけども、それからその次の文、それからその次もそうですが、財政計画については健全な運営に裏づけられた着実なものにするという言葉が何遍も出てきます。</p> <p>そういった意味で、ハード、ソフトという面がありますが、ハードにおいては特にインフラ整備、今度の住民意向調査の中間報告の中にもちょっと今ぱあっと見ただけですけども、箱物に対する期待というのは余り要望というのではないような感じもします。合併特例債の元にもなってくるということになりますので、そういった点について、いわゆる人間で言うところの神経とか血</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>管等の、いわゆる情報とか生活基盤整備とか道路整備、そういったお互いのコミュニティが広がるようなそういったものに力を入れるべきで、箱物は極力避けるべきじゃないかという意見が出ましたので、そういった点十分吟味していただきまして、小委員会等会議を進めていただきたいなど。これは要望しておきます。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。ほかにないようでございますので、これより採決に移るわけでございますが、今回よりこの協議事項に協定項目の関する事項が出てまいります。非常に重要な事柄について、1 つずつ確認をしていただくこととなります。そのために、この協議事項の表決につきましては会議運営規程第5条の規定に基づきますと、表決をとろうとするときは「挙手又は投票を求め」とございますが、挙手によって意思をあらわしていただく方法でいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>よろしいですか。異議がないようでございますので挙手による表決とさせていただきますので、ひとつよろしく願いをいたします。</p> <p>なお、この場合3分の2以上の賛成をもって決することとなりますが、私を除く出席委員数での採決といたします。本日の場合は、私を除き出席委員18名で、12名以上の賛成で決することとなりますので、ひとつよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、採決いたしたいと思っております。お諮りいたします。協議第4号新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。挙手18名でございます。</p> <p>よって、協議第4号新市建設計画「新市まちづくり計画」策定</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>方針については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第5号合併の方式について、事務局より説明を願います。</p> <p>それでは、合併の方式についてご説明を申し上げます。資料の8ページをお開きを願いたいと思います。</p> <p>合併の方式につきましては、西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とするというものでございます。</p> <p>根拠につきましては、合併特例法第2条第1項により新設、または編入により市町村の数の減少に伴うものを市町村の合併と定義されております。先進事例として、篠山市を初め県内の合併協議会ではすべて新設合併で協議が進められております。</p> <p>新設合併いたしますと、両市町の法人格が同時に消滅をし、新市施行時に新市の法人格が発生することとなります。新市の名称や事務所の位置につきましても、新たに定めることとなっております。</p> <p>また、議会の議員は原則その身分を失うことになり、新市施行後に行われる選挙により選出をいたします。ただし、議会につきましては合併特例法で特例措置が設けられており、在任期間を延長するかあるいは定員を増やして設置選挙するかという選択肢もございます農業委員会の委員さんもその身分を失い、選挙により選出することになりますが、在任期間を延長する特例がございます。</p> <p>また、市町長及び助役、収入役、教育長は失職をし、市長は設置選挙をし、特別職を新たに任命することになっております。一方、編入合併の場合は編入する市町の長や議会議員の身分に変動がなく、編入される市町村側が失職することとなります。また、新設合併の場合は一般職の職員は旧市町の法人格が消滅することから、一たん失職することになりますが、合併特例法の規定によ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>り全員新市に引き継がれます。条例、規則におきましても新たに制定することになります。</p> <p>西脇市と黒田庄町の場合も、両市町が対等の立場で議論をしていくことが、お互いの地域特性を生かしながら新市の将来像をつくり上げる上で不可欠であるとの判断で、新設合併の方法を選択し提案するものでございます。よろしく願いをいたします。</p> <p>はい、協議第5号合併の方式について説明が終わりました。この合併の方式は、西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする提案でございます。この合併方式、また後ほど協議いただく合併の期日、新市の名称につきましては、前回の協議会で幹事長より補足説明がありましたように、両市町の合併研究会の段階で意見調整が行われております。その内容でそれぞれ提案をさせていただいておりますが、委員の皆様方の忌たんのないご意見をお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>それでは、この協議第5号合併の方式についてご質問なりご意見をお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。どうぞ。</p>
北脇委員	<p>新設合併の中で、私は黒田庄町議会議員の北脇ですけども、いわゆる議員の任期とかですね、そういう定員の問題、特例の問題とかですね、そういう場合はこの合併の協議会の中で提示されるのかね、それとも両議会、審議会等のこれら協議会、そういうような中でいわゆる協議せないかんのか、してもらえるんか、そういうところはどういう具合になっとるのかということを知りたいんですけど。</p>
事務局長	<p>それにつきましては、とりあえずこういう形で協議上げさせていただく過程が、前回説明させていただいたんですが、各両行政の専門部会を設けまして、そして幹事会で最終の決議をしまして、その提案をさせていただき協議会に諮っていくという事務の進め方をさせています。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>それからいきますと、議会に関する専門部会、行政部門で持っておりますので、その専門部会を経てきましたものを、幹事会で最終調整をする中で上げさせていただきますので、おのずと行政の側から提案をさせていただく。その中で、いろいろこの場で協議をしていただくわけなんです、そこでやはり議会の方を委員さんについては議会から選出させていただいておりますので、お持ち帰りをいただいて、議会全体の意見をここで次の機会に発表していただくというような方法ですので、議員さん方につきましては今のところ2月に事前提案をさせていただきます。事務局なり、何らかの提案をさせていただきます。その提案をさせていただきますので、それを各議会へお持ち帰りいただいて、協議をしていただいて、3月になると思うんですが議会としてのご意見を出していただいて、学識経験者や3号委員さんのご意見を聞いていただいて、そこで決するというような方法になっておりますのでよろしくをお願いします。</p>
内橋議長	はい、どうぞ。
北脇委員	<p>内容についてはよくわかりましたが、現実として西脇市では4月が選挙ですね、黒田庄町は7月という中でね、ほんまにその時間がうまくやれるのかどうかね。そっちもこれは審議会の方も協力してもらえ。黒田庄の議会の方もめいっぱいそれはもう協力いただいて持ちますけども、やっぱり人事的なことはやっぱりもう早い目にどのような具体的な案というのは、やっぱりそっちから提示していただいた方がこちらとしても協議がしやすいような形になるんで、これは要望しときます。</p>
事務局長	<p>そういう形で、幹事会を通じて2月に提案をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p>
内橋議長	それちょっと補足をして。
副幹事長	<p>北脇委員のおっしゃることもよく理解できます。今、事務局が申し上げましたのは、一般的なスケジュールの流れをご説明申し</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>上げました。そこにいくまでには、いろんな裏の議論というのが多分あると思いますので、それを踏まえた上で早めに対応できるように検討していきます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。ございませんか。</p> <p>ほかにないようでございますので、採決をいたしたいと思えます。お諮りをいたします。この協議第5号合併の方式について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。挙手18名全員でございます。よって、協議第5号合併の方式については原案のとおり決定をいたしました。</p>
事務局長	<p>次に、協議第6号合併の期日について、事務局から説明を願います。</p> <p>それでは、協議事項、協議第6号合併の期日についてご説明をいたします。資料の11ページをごらんをいただきたいと思えます。</p> <p>提案内容として、合併の期日は平成17年3月末までとするというものでございます。その理由の最大のものは合併特例法が17年3月末日までの時限立法であることから、適用期限内に合併することを目標とするものです。</p> <p>期日は、住民の意思、意見交換や合意形成に要する期間、住民の生活への影響、協議会の協議の進捗状況等を勘案し判断されるべきものですが、現在特例法が失効した後、新法において現在のような財政措置は盛り込まれないように発表されておりまして、この優遇措置があるうちに合併し、さまざまな財政支援を受けながら行政需要に対応してもらいたいと考えております。</p> <p>この財政支援措置につきましてご説明をしますと、合併前の支援メニューといたしまして、合併事務的経費に対する特別交付税</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>措置や合併事務局補助金として1団体につき500万円の定額補助があります。</p> <p>合併の支援メニューとして、合併後10年間の間、合併しなかった場合の旧市町ごとで算定した交付税額が全額保障され、さらに続く5年間は段階的に交付税額を減じていく激減緩和措置、また合併直後に必要な臨時的経費についても5年間にわたり定額を均等に交付する措置、新しいまちづくりや公共料金の確保のための経費の措置、さらに新市のまちづくりのための建設事業や地域振興を目的別に基金を造成するための地方債の発行があります。</p> <p>先進事例でございますが、必ずしも特定の期日に限られるものではなく、それぞれの市町の事情によって合併期日を定めておりますが、県内の合併協議会の状況は、現在7つの協議会で17年3月末の合併を目指して協議が進められております。</p> <p>なお、最近になってこの適用期限について、合併特例法の改正の動きがございます。16ページの一番下の米印をごらんいただきたい。小さい字でまことに申しわけないんですが。</p> <p>平成17年3月31日までに、市町議会での議決を経て、合併申請をした場合に限り。</p> <p>(「ちょっとページ間違ごうとる。12ページの一番下」の声あり)</p> <p>申しわけございません。資料の12ページの一番下にある米印の小さい字のところをごらんいただきたいと思います。</p> <p>それなんでございますが、平成17年3月31日までに市町議会での議決を経て、合併申請をした場合に限り、改正法の財政支援措置の適用を受けることができるように検討されております。つまり、合併申請を県知事に提出してからさまざまな手続が定められており、それにかかなりの時間を要することから、合併期日が延びる可能性があるということでございます。しかし、現時点で</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>は現在の特例法の期限内合併として、この提案をするものでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、協議第6号合併の期日について説明が終わりました。合併の期日は平成17年3月末日までとする提案でございます。この件につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
宮崎(正)委員	<p>黒田庄の宮崎です。先ほどもご質問させていただいたことと重複するんですけども、先ほどの17年の3月の期日をもって合併していくのに十分な協議を持てる時間帯かどうかというのが一番疑問に思っているんです。</p> <p>ですから、その辺で特例法等を適用をするためにそれだけのつもりで協議会、実質新市が始まって以降のビジョンなりプランなり、この辺等がおろそかになって、形だけを整えた上でのスタートとなった場合には、混乱を招く場合が多々あると思われるんです。</p> <p>ですから、この17年3月に異論をするわけではございませんが、実質新市がスタートするのに協議と検討の時間が、この期日で可能な時間帯で体制もしくは検討がなされていくのかどうか、その辺がちょっと疑問に思うところがございますが。</p> <p>それと、これは別ですが先ほど事務局の方から申しいただいた資料等がございましたね。特例債が5年後に幾らとか、その辺の資料をもしいただければ資料として参考にさせていただきたいというように思います。</p>
内橋議長 事務局長	<p>事務局。</p> <p>資料につきましては、また後ほど、お届けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、おっしゃる期間でございますが、結局そのように思うとるんですけど、とりあえず今の法律上では17年3月でございますので、協議委員さんにもまことに申しわけないんですけど</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p>も、一月に2回開催させていただいていう中で、十分議論をしていくということしか、今期限をどうこうというのはできません。</p> <p>多分、来春の国会の中で、法が決まった段階でまたご確認いただくんですけども、今のところは期間がないんですけども、その間に回数をふやさせていただいて十分に議論していただくというふうに協議会資料を整えておりますので、今のところは、それでご了解承りたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>この法定協の場で協議等、又決議をしていく項目としては、大項目、中項目の段階やと思うんですね。それ以前に実際に実生活とか実際の教育の場で具体的にせざるを得んことが多々あると思うんですけども、この法定協の場で上がる以前の段階での協議とか、すり合わせ等の1年ですね、その辺がなされる体制をどのように17年の3月、法定協で決議するのは回数をふやしたら済むことですが、実質具体的にしていかなあかん期間というのはもう限られとると思うんですね。その辺の体制を順々にご検討いただけたらと思います。</p>
<p>幹事長</p>	<p>幹事長の藤原でございます。今、ご意見が出とるのももっともそのとおりでございます。今行政の中で7つの専門部会、そして小委員会をして、そういったものについてすべて今行政間で調整をしています。それをまた、協議会の中へ提案をさせていただくわけですが、当然新市が発足するときにすべてが統一できるものではございません。だから、5年後を目途に、例えばできるものは統一をして、やはり5年間の経過が必要なもの、10年間の経過が必要なもの、そういったものに区別をさせていただきたいと思います。そういう点、あらゆる施策につきましても先般やりましたように協議会の中で諮っていただくAランクも、Bランク、Cランクにしましてもすべて協議会の方に報告をさせていただいてご意見を賜るという方法で進めたいと思っております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>すので、よろしく申し上げます。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。ほかにございませんか。ないようでございますので、採決をいたしたいと思います。</p> <p>お諮りをいたします。協議第6号、合併の期日について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、挙手全員でございます。よって、協議第6号合併の期日については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第7号新市の名称について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第7号新市の名称についてご説明を申し上げます。資料の13ページをごらんいただきたいと思います。協議内容として、新市の名称は「西脇市」とするというものでございます。</p> <p>14ページの資料に先進事例を記載しておりますが、新市の名称につきましては、関係市町のいずれかの名称を残したケースもありますし、全く新しい名称を使ったケースもあります。しかし、西脇市と黒田庄町の場合は西脇市という名称を選択し、又本日後に町・字の区域の名称の取扱いの中で提案説明をさせていただきますが、黒田庄町の区域では西脇市という名称の後に、黒田庄町と名称を残すということで調整を図られてきたところでございます。近隣では、旧の多紀郡今田町が篠山市今田町としており、氷上郡におきましても旧の町名を残すという調整が整っているようでございます。</p> <p>以上、提案でございます。よろしく申し上げます。</p>
内橋議長	<p>はい、協議第7号新市の名称について説明が終わりました。新市の名称は「西脇市」とする提案でございます。この件につきまして、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思います。何かござ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
生田委員	<p>いませんでしょうか。</p> <p>西脇市の生田です。結果的に新市の名前が西脇市という名前になるかも知れませんが、住民の合意を得るために、どういいますか、公募による決定がいいのではないかと私は思います。先日の氷上町の例もありますし、過去におきましては昭和の大合併のときに行政主導、あるいは議会主導で合併をして住民の合意が得にくかったところにおきましては、分町といたしまして、せっかく合併したんですけど、もとの町に戻ってしまったというふうな事態にも陥る可能性がありますので、念のために公募していただいた方がいいのではないかとこのように思います。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	<p>はい、それに対する委員さん方、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。</p>
清瀬委員	<p>西脇市の清瀬でございます。この件につきまして、西脇市議会といたしましても何ら異論がないところでございますし黒田庄町の委員さん方にもこの新市名で理解をいただけると。又このような提案がされたことに対して個人的に深く敬意を表します。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長 北脇委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>この前も、私どもはまちづくり懇談会等で何遍も、何回も言うたらいかんねんけど、その中でもこれだけはわかっていただきたいと思うのは、もう西脇市ありきでね、もう最初から西脇市ありきでいったんと違うかというような鋭い意見が出ましたんですね。私は、そうではないんです。いわゆるいろんな対等の合併の協議の中で、西脇市、まあ多可郡西脇市というのはなかったんですけど、黒田庄市、西脇市が乱暴な意見ですね、そういう重厚な歴史の中からもやっぱり西脇市黒田庄町字を残すというようなことについては妥当であろうと。それは十分に水面下でも大分、隣に議員おりますが、いろんな話の中でもしましたし、私はもう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>そういう意味では西脇市というのは妥当ではないかなと、そういうような気持ちです。</p> <p>ほかにございませんか。はい、どうぞ。</p> <p>黒田庄町の東野です。北脇委員が言われましたように、私も西脇市ということで同意してるんですけど、事前提案事項の中で、第9号と13号で、そういうところの説明もあろうかと思えますけれども、その9号と13号が生かされる中で西脇市ということ承認というか、了解をしたいと思うんです。</p> <p>この前も、黒田庄の住民会議の中で、ある区長さんがいきなり、二人で来られていきなりもう西脇市になってしまってるんか。それでいいのかというようなことでね、この区長さんも西脇市という名称が反対という立場でなくて、いきなり西脇市というのが合併だよりとかこういう中ででも先に出てまいりました中で、そういう疑問を持つ、そういう方もございますんで、でも大体そういう方向で住民の方、認識していただいておりますので、うかと思えますけど。</p>
<p>内橋議長 生田委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>西脇市の生田です。今、先ほどの意見ですけども、住民の皆さん方の合意といたしますか、そういう方向だと思っておりますけども、念のためにそういう面倒くさいあれかもわかりませんが、アンケート方式のような形で、その部分追加でできましたらお願いしたいなと思えます。結果的にはこの西脇市という名前が多分残るのではなかろうかという予測はしますが、合意を得ておくことが大切ではないかということでそういう意見を出しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>ほかに、委員さん方から。今、公募にしたかどうかということ、それと住民の意思として西脇市というのが妥当ではなかろうかなというご意見あるわけでございますが、それぞれ皆さん方のご意見をちょうだいをできればなというように思います。はい、</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
清瀬委員	<p>どうぞ。</p> <p>西脇市の清瀬です。生田さんの言われること、わからんことないんですが、この合併協議会だよりというのがこの12月1日発行の、各おうちに配られておるわけですが、この中にこの提案事項というところに、合併の名称について、新市の名称は西脇市とするという提案がなされましたと書いてあるんですね。これが全戸配布されておりまして、議会の方におきまして、各議員さんにおきまして、そのほかいろんな方とお出会いしても何ら異議が出てこない。公募せいとか、あるいは新しく名前を出すべきやないかとかというようなことが一切入って来ないわけなんですね。</p> <p>ですから私はこれで、まあ懸念されるところはよく理解できるわけですけども、日程の関係もありますし、また今後もっと深く協議しなければならない点多々出てくるのではないかと思います。そういった異議とか、いろんなことがね、たくさん耳に入ってくるようでしたらこれまた問題ですけども、そういうようなことが黒田庄町の方々からも聞かないものですから、いいんではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
生田委員	はい、わかりました。
内橋議長	はい、どうぞ。
三谷委員	<p>三谷です。今のご意見、もっともな意見という、心遣いという受け取り方を僕自身個人的にはしてるわけですけども、自然の流れとして住民意識も大切ですけども、今回の合併に対しては当然我々としても西脇市黒田庄町だろうなという基本的な考え方を僕は持っておるわけですけども、だから住民の気持ちいうのも大事ですけども、ある程度いろんな形でそれを吸い上げていった場合には、混乱を招いて前に進まないというような問題も起きてくると思うし、このためのこの協議会があるわけですので、ある程度皆さんのいろんな意見もあろうかと思うんですけども、僕はその</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 浅田委員</p>	<p>原案に賛成しますので、お心遣いとして皆さんの意見をいただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>西脇市の浅田と申します。私は西脇の市民として、西脇市という名前が残るといことはありがたいことだと思っておりますが、片や黒田庄町の方の思いをすれば、西脇市ありきで話が進んだというのであればこれは誤解を招くであろうし、黒田庄町の方が重なる機会をお持ちいただいたり、住民の方のご理解を徹底して西脇市にしてはどうかということをお願いしていただいた上での合意であれば、本当にありがたいことですし、私たちの耳にも新市の別の名称を考えようということは余り耳にしたことはございません。</p> <p>それで、西脇市民がもう当然西脇市になるだろうという思いは、思ったことがないんで、そういう思いで思ったことがないです。基本に新設合併であるということをもとに西脇市が残ったということ、西脇市民は心に深く刻んでおくことが何より必要だろうと思います。</p> <p>決して、吸収編入合併ではないんです。当然西脇市という名前が残るといのは1つの案であって、最初からありきの話ではないであるといことは、西脇市民としては心得ております。そこで黒田庄町の方々が歩み寄っていただいたと。西脇市黒田庄町字名が残るといのであれば、私はありがたいお話だと思ってこのお話をお受けしたいと思っております。</p>
<p>内橋議長 東野副会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>副会長の東野です。本町では合併問題が浮上してから、3回住民懇談会を持たせてもいただきました。1年に1回それぞれの14地区を回らせていただく、特に昨年からは詳しく資料も出し説明させてもいただきました。</p> <p>そういうような中で、住民の皆さんがやはり一番望まれていることといのは、まちの名前でした。まちの名前といのは、黒</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>田庄町というこのまちの名前をぜひ残したいというお話でした。特に高齢者の方がそうですし、私の場合はご存じのように明治22年に黒田庄村ができて、そして村から町にも変わりました。そういう点では、黒田庄町というその名前もそうですし、そして私の場合だったら字名で前坂だとか喜多だとか船町だとか、こういうふうなものはぜひ残したいんだ。そういうふうな話し合いを、合併の中でぜひしてほしいと。</p> <p>そしたら、じゃこの市の場合具体的に1市1町という形でのそういうふうなお話の提案の中に、西脇市黒田庄町という形でなるということについてはどうですかという、そのことも具体的に話をさせていただきました。もうほとんど、それで構わないというのが黒田庄町の住民の方のご意見でした。</p> <p>先般、この場所で町長にぜひ合併のことについて講演をほしいということで、「いきいき学園」、まあ老人大学なんですけど、大変こういったたくさんの高齢者の方々に集まっていたかまして、今こういうふうな形で西脇市という提案が出されている。でも、そのあとに黒田庄町というそういうふうな形でまちの名前を残すという、そういうことで協議ということをしたい、こういうふうな形で話をしたら、全員の方が拍手をしていただきました。</p> <p>同じように、黒田庄町の方が今まで住んできた黒田庄町というまちを、篠山市の今田町と同じように、誇りを持っているのと同じように、西脇市の方がやっぱり西脇市という織物のまちとして、そとして又へそのまちとして、駅伝のまちとしてこういうふうにずっと市制50周年という昨年されたと思いますので、私はそういうふうな意味合いではもちろん委員さんが言われたように、この、7号の新市の名称を西脇市とする、こういうようなこととあわせて、次回の提案事項になりますが、旧黒田庄町については黒田庄町と字名、これもあわせてご理解、了解いただけるということで、黒田庄町の住民の方はほぼ賛同いただけると、こういう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>中で2年間過ごさせていただいたということを、ご報告したいと思います。</p> <p>はい、ありがとうございました。ほかに、この新市の名称について。はいどうぞ。</p>
宮崎(正)委員	<p>黒田庄の宮崎です。私たちは、十分その辺のことを理解していますし、望むところなんです。ただ、他市町に関しても合併問題で一番問題となり一致点が見られないのはやっぱり新市の名称等で、最終的によく見受けられますので、この意識のある、私たちの中ではこれはこう理解していたんですけども、何らかの住民の方に対して訴えて、伝えていくものですか、そういうものが1つあっていいのではないかなと思います。そういうふうに、新市に関しては具体的にこういう流れでこういうふうに決まりましたという報告等を、これだけに関しても出すだけの価値があるのではないかなと思うんです。</p>
内橋議長	<p>それと、もう一つはこの7号議案を協議していく中で、どうしてもこの13号を次回のようになるんですが、この13号を重ねあわせた上での協議等、又決議ですか、が必要になるのではないかなと個人的には思ってます。</p>
西村委員	<p>はい、それではほかにまだ、もし。はいどうぞ。</p> <p>黒田庄町の西村でございます。もう皆さん、十分おっしゃっていただきましたけれども、十分に話し合いの上で西脇市ということになったというふうな、やっぱり宮崎さんも今意見言われましたように、そのような十分でも議論が必要ではないかと。大きな市と合併するんだから、もうしょうがないなという意識はないことはないんです。そういうところで、徹底したPRをしていただきたいなと思います。</p>
事務局長	<p>ちょっと幹事長の方で、今の広報の件で。</p>
内橋議長	<p>はい、事務局。</p>
幹事長	<p>ただいまのご意見でございますが、合併協議会から広報を発行</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>いたしておりますので、今出ましたご意見等を十分尊重させていただきながら、次回の広報の中に新市の名称のこと、そういったことに触れさせていただきたい、このように思っております。</p> <p>ほかに何かございませんでしょうか。ありませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、今いろいろご意見が出ました。おっしゃいましたように、住民へのPRいうんですか、十分に理解を得るような広報活動は当然しなきゃならんいうふうに思っております。</p> <p>それでは、この名称はほかにございませんでしょうか。ないようでございますので、採決をいたしたいと思います。</p> <p>お諮りをいたします。この協議第7号の新市の名称について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第7号新市の名称については原案のとおり決定をいたしました。</p>
事務局長	<p>次に、協議第8号新市まちづくり計画の検討小委員会の設置についてでございます。これは、前回提案、協議いたしております。それでは、事務局よりひとつ説明をお願いします。</p> <p>それでは、協議第8号についてご説明を申し上げます。資料の15ページをお開きを願いたいと思います。</p> <p>西脇市・黒田庄町の合併協議会小委員会を設置するというものでございます。一つ、小委員会の名称は新市まちづくり計画検討小委員会でございます。その目的は、新市の一体的な整備、及び合併を契機としたまちづくりの方向について専門的に協議をしていただくためのものです。</p> <p>設置期間は、関係案件すべての原案完了まででございます。委員数につきましては、7名でございます。</p> <p>先ほど、新市のまちづくり計画の策定方針について確認をいた</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>だきましたが、恐れ入りますがもう一度その資料7ページお聞き いただけないでしょうか。ここに計画策定スケジュールとござい ます。この7ページの計画策定スケジュールの右側に挙げとるん ですが、協議会における協議の中、平成15年12月新市の概況 から、平成16年3月の計画素案の作成までを、この小委員会で ワークショップ形式を導入いたしまして、委員さん方の率直なご 意見をいただく、そのような小委員会を設置をお願いをしたいと いうものでございます。</p> <p>16ページに戻っていただきたいと思います。16ページでご ざいますが、小委員会の規程についてご説明申し上げます。1 条、2条関係は今申し上げるとおりでございますが、3条の第1 項で委員は会長が委員の中から指名することとし、第2項におい て定員数は8名以内としております。</p> <p>3項で、委員の選出区分は別表のとおりとし、17ページに記 載をしております。3号委員さん7名で提案でございます。</p> <p>第4条で、小委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選を すること。</p> <p>5条第1項で、会議は会長の命により、又委員長の必要に応じ 招集すること。2項で、委員長3分の2以上の出席がなければ開 催できないこと。3項で、委員長が議長となること。</p> <p>6条で、必要に応じ関係者の出席を求めること。</p> <p>第7条では、委員長は調査及び審議の結果を協議会に報告す る。</p> <p>8条で、庶務は事務局が行う。</p> <p>この素案作成までも、約5回程度協議をお願いをしております。</p> <p>以上、小委員会設置の提案でございました。よろしくお願いを いたしたいと思います。</p> <p>はい、協議第8号新市まちづくり計画検討小委員会の設置につ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
清瀬委員	<p>いて説明が終わりました。ただいまの協議第8号について、ご質問なりご意見をお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>西脇市の清瀬でございます。この小委員会の協議のときに先ほどの4号の新市まちづくり計画のところで要望いたしました件につきまして、ひとつご理解をいただきまして協議していただきたい、ひとつ要望ですが、7条の協議会に報告するものとしてということですが、どの時点でどのように協議会に報告されるのか。又、その協議会に報告されるんですが事前にどの程度の日数で報告していただけるのかということ。</p>
内橋議長 事務局長	<p>事務局でございます。まず詳細に入るんですけど、これは事務局案でございますが、とりあえず12月に一度小委員会を開催させていただきまして、正式には1月の年明けに小委員会をし、2月にアンケート調査、それからいろんなもの、各市町方から出ておりますんで、これまでに小委員会を開会して、2月の協議会でそれまでの状況を報告をさせていただく。4月の協議会で将来部分を含めて現在素案を報告させていただく、このような計画を今事務局的には。</p>
清瀬委員	<p>事前の資料配付なんかは。</p>
内橋議長	<p>事前資料でございますが、きょうもちょっと中間報告、コンサルの中間報告をメモみたいな形でお配りをしとるんですが、そういう形でコンサルから資料が上がってきまして、委員さんに逐次お渡しをしたいと思えますし、小委員会はそれを中心にしながらか議論をしていただくというような形になると思えます。</p>
西山(孝)委員	<p>以上でございます。</p> <p>はい、了解。</p> <p>ほかにご覧いませんか。はい、どうぞ。</p> <p>共通委員の西山でございます。この第6条のですね、小委員会が必要に応じて関係者の出席を求められることができると書いてある</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>んですが、この関係者の出席とありますが、その出席を得るためにこれは会長の承認を受けるのか、例えば委員 1 人の判断でいいのかとか、その辺を判断基準を教えてくださいなんですが。</p>
内橋議長	はい、事務局からお願いします。
事務局長	<p>関係の出席を求めると載せられとるんですが、これは一般的にこういう計画をつくりました行政の担当課長に願うということですので、会長の許可を得ずに事務的にやろうかというような計画を持っております。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	1 人の委員さんが、それでもいいのか、委員会から臨席を求めるとのことか。
事務局長	<p>済みません。出席を求めるとは、委員長の判断でやりたいということでございます。</p>
内橋議長	よろしいのでしょうか。
西山(孝)委員	はい。
内橋議長	<p>ほかにはございませんでしょうか。ほかにはないようですので、採決いたしたいと思っております。お諮りいたします。協議第 8 号新市まちづくり計画検討小委員会の設置について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よって、協議第 8 号新市まちづくり計画検討小委員会の設置については、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>ここでちょっと 15 分ほど休憩をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">午後 2 時 4 5 分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 3 時 0 6 分 再 開</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>それでは、皆さんおそろいでございますので、会議を再開をいたします。</p> <p>それでは、先ほど決定をいただきました小委員会の委員は会長が指名する規程になっておりますので、指名をさせていただきます。西脇市より小林茂夫委員、浅田康子委員、岩崎貞典委員、黒田庄町より長谷川俊雄委員、宮崎正則委員、東野一彦委員、共通委員より西山孝彦委員、以上7名の委員の皆さん、大変お世話になりますどうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、次第の事前の提案事項に入ります。事前のこの提案事項につきましては、今回は提案説明をさせていただいて、次回にご意見等をいただき、協議することとさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、議案第9号新市の事務所の位置について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第9号についてご説明をいたします。新市の事務所の位置について。</p> <p>新市の事務所の位置は、西脇市郷瀬町605番地。現在の西脇市役所とする。現在の黒田庄町役場につきましては、当分の間、新市の支所「地域総合事務所」とするという提案でございます。</p> <p>現状として、両市町の庁舎の竣工、規模、構造、面積、職員数などを記載をしております。本庁で執務をしております職員数は、嘱託・臨時職員含めて西脇市が223人、黒田庄町が63人となっております。</p> <p>3ページで先進事例を載せております。篠山市は旧篠山町役場を本庁とし、あとの3町を支所としております。養父郡では、八鹿町の庁舎を本庁とし、本庁機能を一部養父町の庁舎に分散をし、分庁方式を採用しております。洲本・五色は、事務所の位置は現洲本市役所とし、健康福祉等の機能を五色町に置く分庁方式としております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1653 389 1686">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1832 389 1865">東野副会長</p>	<p data-bbox="448 315 1323 640">4 ページに根拠法令を記載しておりますが、地方自治法第 4 条で事務所の位置については住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公庁との関係について適当な考慮を払い、条例で定めなければならないとしております。また、地方自治法第 155 条において、地方公共団体の長は条例で支所又は出張所を設けることができるとしております。</p> <p data-bbox="448 667 1323 813">さらに、支所の定義として市町村長の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味し、組織は担当職員が常時勤務することを要件としておるとの通知、実例もございます。</p> <p data-bbox="448 840 1323 1279">中段からでございますが、新市の事務所位置について。本庁方式、分庁方式、総合支所方式と 3 通りの方式を記載しておりますが、ご提案申し上げておりますのは本庁方式でありまして、既存の施設を利用して、一般的に考えるメリットといたしましては、事務所の効率を図れるということ、既存の庁舎を利用するため建設費が少なくて済むこと。デメリットとしては、支所においては住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要があるとしております。</p> <p data-bbox="448 1305 1323 1574">この協定項目につきましては、合併研究会の折に両市町間で調整が図られた項目でありまして、決定をいただきましたら、今回合併の意味を踏まえて、詳細につきましては来年の 3 月に予定しております事務組織及び機構の取扱いという協定項目の中で具体的に触れまして、協議を賜りたいと考えております。</p> <p data-bbox="448 1601 1323 1635">以上、よろしくお願いをいたしたいと思っております。</p> <p data-bbox="448 1662 1323 1807">事務局の説明が終わりました。続きまして、この件につきまして、副会長の東野町長より補足がございます。それでは、東野福会長よろしくお願いたします。</p> <p data-bbox="448 1834 1323 1980">失礼をします。先ほど、次回の協議第 9 号として新市の事務所の位置について、この中で本町の現在の役場を当分の間、新市の法的な意味では支所となりますが、地域総合事務所、こういう形</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1883 389 1917">内橋議長</p>	<p data-bbox="448 315 1323 577">で提案をさせていただいてますのは、兵庫県が昨年末にこの合併に伴って周辺地域の住民の方々がさまざまな不安に思う、そういった住民生活に関係をするそういう部署として地域総合事務所を残すことが望ましい、そのような方向性としてプログラムを出していただきました。</p> <p data-bbox="448 607 1323 981">本当に住民の方々、やはり黒田庄のこの町役場を中心にして生活をされてきています。そういうような点では、住民生活全体に係るそういうような部門、これから協議の内容っていうのは必要であります、県の提案をするそういう方向でぜひ残していただきたい、そのことが住民の方の不安を取り除いて、新しい新西脇の市民として一体感を増していけると、そういうふうな形で考えています。</p> <p data-bbox="448 1010 1323 1272">けれども、一方では当然合併の効果を上げる、そういうような点では現在ある人事や財政を担当している総務課や出納室や、又企画部門、こういうような住民生活と直接関係をしていない、こういう部門について本庁に、これは当然のことだというふうに押さえをしています。</p> <p data-bbox="448 1301 1323 1861">そして、この当分の間という形でさせていただいているのは、これからのまちというのは、これは本町においても、西脇市においても、どう住民の方が自分たちの力でまちづくりを進めていくとかこういうふうなことで、行政、要するに協力、協働、そういうような関係づくりをしていくということが必要な時代になってきています。そういうような自意識をより高める、そういうような機関として地域総合事務所を設置することで、そういった黒田庄町の新しい交流と自治組織づくりにこういうようなことを進められるのではないかと、こんな思いで提案をさせていただいてますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。</p> <p data-bbox="448 1890 1323 1973">はい、協議第9号新市の事務所の位置についての説明が終わりました。この協議第9号について、この資料についてのご質問が</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>あればお受けをいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次の協議会で協議をすることになっておりますので、資料関係で特になければ次の協議第10号財産の取扱いについて、これを事務局からひとつ提案説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、協議第10号についてご説明をいたします。財産の取扱いについて。</p> <p>両市町の所有する財産、公の施設及び債務をすべて新市に引き継ぐという提案でございます。合併後の新市の一体性の確保や、住民の利便性を確保の観点から、合併前の市町の所有している財産や、公の施設、土地、建物、基金、債務、すべて新市に引き継ぐことが適当であるという理由から、提案するものでございます。</p> <p>6ページに現状として、両市町の14年度決算における財産と債務を総括表で整理をしております。</p> <p>7ページには、関係法令として地方自治法第7条において市町村の廃置分合の場合において財産処分は関係市町村が協議をし、議会の議決を経なければならないとしておりまして、さらに237条において、財産とは公有財産、物品、債権、債務であると定義しております。</p> <p>先進事例は、合併前の市町村が所有する財産をすべて新市に引き継ぐというものがほとんどでございます。</p> <p>次のページから資料として詳細を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。数字を読み上げるのは省略させていただきますが、1ではそれぞれ財産項目別に両市町の土地・建物の平米数を記載をしております。行政財産のうち、市町庁舎等の公有財産と、学校公園等の公共用財産があり、山林等を普通財産としています。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>9ページの2では、有価証券として保証金、株券を出資による権利として出資金、出損金を記載しております。3では、物品として車両、医療機器、事務機器の数を上げております。そのほかは、上記に当てはまらないものの中で、100万円以上の金庫保管庫等になります。資料4は基金を、11ページの5は貸付金を、6は地方債を、普通会計と特別企業会計別に記載をし、13ページの7は平成15年度以降に支出が予定される債務負担行為を上げております。</p> <p>なお、実際に引き継ぐ財産は合併期日の前日の面積及び金額となります。以上、事前提案でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、協議第10号財産の取扱いについて、説明が終わりました。この協議第10号について、資料についてのご質問がございましたらお受けをいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
事務局長	<p>ないようでございますので、次に協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについて事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第11号についてご説明をいたします。一般職員の身分の取扱いについて。</p> <p>両市町の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(1)でございますが、職員数につきましては新市において定員適性化計画を策定し、定員管理の適性化に努めるものです。</p> <p>(2)でございます。職員の職名については、人事管理及び職員の処遇適性化の観点から合併時に統一するものです。</p> <p>(3)でございます。職員の給与については、適正な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整をするというものでございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>市町村の合併が行われた場合、新設合併の場合、すべての関係市町村の法人格が消滅するためこれらの市町に勤務している職員は失職することになりますが、合併特例法9条において関係市町はその協議により一般職員は引き続き新市の職員の身分を保有するように処置しなければならないとしております。</p> <p>15ページに、資料1として平成15年4月1日現在の両市町の職員数を部課ごとに奨励されている職員数と実職員数に分けて数字を上げております。実職員数、西脇市が656人、黒田庄町が112人、合計768人でございます。</p> <p>次、16ページでございますが、2で両市町職員の職名を記載しております。職名、職制名、補職名とありますが、対外的には補職名を使用しております。その下に、一般行政職における地位別職員数を上げております。</p> <p>17ページをお願いいたします。職員の給与として、両市町が使用している給料表は西脇市の場合医療職給料表がございますので6種類、黒田庄町は2種類。初任給の基準は、短大卒と高卒で差異が生じております。手当の種類は、ほとんど同じでございます。</p> <p>次の欄に、ラスパイレス指数とありますが、これは、地方公務員と国家公務員の平均給料額を比較したもので、国家公務員を100とした場合地方公務員の水準を示したものでございます。西脇市が99.3、黒田庄町が99.2と、ほぼ差異がございません。</p> <p>勸奨退職制度は、両市町でございます。</p> <p>下段の表は、平均の給料月額と年齢で、西脇市の場合36万5,635円で44.5歳、黒田庄町は32万8,600円で39.1歳でございます。</p> <p>18ページでございますが、経験年数別、学歴別の両市町の平均給与月額を掲載しておりますが、ここにも差異がございませ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>て、これは職務によって給料表の級を定めております規則がありますが、その基準の運用の違いによるものでございます。</p> <p>19ページに先進事例がございます。各市とも、一般職の職員はすべて新市に引き継ぐ。職員の定員管理につきましては適性化に努める。職名については、合併時に統一という点は同じであります。給与に対する表が少しずつ違いがあります。調整し統一を図るとか、現給を保障するとかいう文言を入れて調整をした市もでございます。</p> <p>以上、提案説明を終わります。以上でございます。</p> <p>協議第11号一般職の職員の身分の取扱いについて、説明が終わりました。協議第11号について、資料についてのご質問がございましたらお受けいたしたいと思えます。何かございませんか。</p>
副幹事長	<p>幹事会からということではございませんで、西脇市の助役からということでご報告を1つ申し上げますが、職員の中での市・町長の事務局の職員というのは559人ということで、かなりの数があるわけでございますけれども。</p>
内橋議長 副幹事長	<p>15ページやな。</p> <p>済みません。15ページをお開きいただけますでしょうか。ここには、西脇病院の職員もこの中に全部含んでございますので、その分を入れますと559ということになるというふうにご理解を賜りたいと思えます。</p>
内橋議長 副幹事長	<p>病院何人や。</p> <p>きちっと数字何人というのは言えませんで。約350人ほどは病院の職員でございます。</p>
内橋議長	<p>559人のうち、病院のドクター、検査、事務局、看護婦、すべて入れて約350名程度。又詳しいことは後日お知らせします。約350人おります。それを含んだ数字ということで、ひとつご理解をいただきたいと思えます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
幹事長	<p>当然、黒田庄町の方からですが、西脇は保育園はすべて私立なんです、黒田庄町の保育園は公立でございまして、黒田庄町の職員の中には20名近くの保育園の職員を含んでおります。</p>
内橋議長	<p>資料について何かご質問ございましたら。はい、どうぞ。</p>
宮崎(正)委員	<p>黒田庄町の宮崎ですけども、現行の移行の仕方とか、その辺は重々わかるんですが、合併後の新市になった人員数に対しての職員数とか、その辺のことまではこのときには資料的には必要はないんでしょうか。</p>
内橋議長	<p>はい、事務局。</p>
副幹事長	<p>ともかく、合併をしますと1つは全員引き継ぐという方向でございまして。</p> <p>それと、将来の物の考え方でございますが、その適性化の中で本来の規模というものも当然考えてまいります。ただ、そこにまいりますまでには、両方合わせますとかなりの人数になるわけでございますが、その方針としましては退職をしていく者、そういうものの中で最低必要に採用していくということは必ず必要だというようには理解しとるわけでございますが、そういう努力をしながら何年かの中で今おっしゃいますような適正規模への努力をしていくと。その計画を、一方できちっと立てていくという考え方でございます。</p>
幹事長	<p>ただいまのご意見にあわせてでございますが、先ほど黒田庄町役場を当分の間地域総合事務所とするということがございましたが、一番最初にも申しましたように合併した時点で統一できるもの、できないもの。何年かの計画でもって統一をしていく、例えばいろんなものがありますが、例えば下水道、上水道にしましても、料金体制というような点で、西脇と黒田庄は違うわけですね。</p> <p>そういったものにつきましても、これ今後専門部会なり、分科会の中でそれぞれの担当者が将来の方向を出して、そして合併をする時点で例えば、また先に戻って申しわけないんですが、黒田</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>庄に何を残すのかということが、そういった下水道、上水道の料金とかそういった維持管理の問題、そういったものを含めて職員がどうしていくべきかとかいったようなことを含めて、今後専門部会等でも行政側の責任で精査をいたしまして、そういったものを協議会の中で提案をさせていただいて、ご議論をいただくという方向にさせていただきたい。</p> <p>これは、上下水道だけでなしに公共料金の係るものすべてでございますし、福祉施策にしましても当然西脇市と黒田庄町では違いがあるし、そういったものをすり合わせをしながら、何年先に統一をしていくのか。統一するまでには、職員をどう配置をするのかといったところを当然その課題の中に出てくると思いますので、そういったものをよく専門部会の中で精査をさせていただいて、そして今來住助役の方からもありましたように、やはり5年先、6年先、7年先に定年を迎えていく職員が何名おるか。そういったこともすべて精査をさせていただいて、今後の方向の中で提案を又させていただきたい、このように思っておるところでございます。</p>
内橋議長	<p>よろしいでしょうか。ほかに、何か資料でのご質問ございましたら。また後でお気づきのことがございましたら、また事務局の方へお尋ねをいただければと思いますが。</p>
事務局長	<p>それでは、ないようでございますので、次に協議第12号条例・規則等の取扱いについて事務局より提案説明願います。</p> <p>それでは、協議第12号条例・規則の取扱いについてのご説明を申し上げます。協議会で、協議された各種事務事業の調整方式に基づき、下に上げてますような整備をするものでございます。</p> <p>(1)でございますが、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し施行される必要があるもの。</p> <p>(2)です。合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするものという内容でございます。</p> <p>新設合併の場合、新市発足時に西脇市、黒田庄町の条例・規則はすべてその効力を失うこととなります。そのため、新市において新たに条例・規則を制定し、施行する必要がありますことから、各種事務事業の調整方針に基づいて整備が必要となります。</p> <p>なお、制定について次の3つの区分において制定すものです。</p> <p>1番目は、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの。合併と同時に施行しなければならない条例・規則等には、職員の服務、費用に関するもの、また財務や市税に関するものがたくさんございます。また、合併時において協議をされ、結論が出されたものについても対象となりますので、大体このような区分になってくることではないかと思えます。</p> <p>条例の制定について、議会の議決を得る暇がありませんので、あらかじめ定めた市長職務執行者が決定し、即時に制定施行することになります。規則等につきましても、市長職務執行者が職権により制定し施行するものでございます。</p> <p>2番目は、合併時に一定の地域に暫定的に施行される必要があるものでございます。新市の条例・規則が施行されるまでの間、暫定措置として従来その地域に施行されていた条例・規則を、新市の条例・規則として引き続き施行させるものです。両市町の制度に差異があり、新市の設置において統合が困難なため、統合案を決定し、議会に提案する予定のものや、福祉関係の手当て給付条例のように新市誕生から市の全域で実施することが困難なもの、新市長の政策的判断を要するものがこの部分でございます。</p> <p>3番目は、合併後逐次制定をし施行させるもので、議会や行政委員会では決められない。例えば、議会の運営に関する規則など、市長の職務執行者の専決処分になじまないものや、表彰条例</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>などのように新市施行後すぐには制定する必要がなく、順次整備をし施行するものとなります。</p> <p>協議会において協議、確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、この3通りの区分をもって調整してまいりたいと考えております。</p> <p>22ページをごらんをいただきたいと思います。両市町の条例・規則、その他の規程、告示等の数を記載をしております。西脇市におきましては480本、黒田庄町は327本、合計807本の条例等について調整・整備が必要となります。</p> <p>そうした先進事例でございますが、調整方針もさまざまございますけれども、私ども提案しておりますのは西東京市の参考事例とさせていただきます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>はい、協議第12号の条例・規則等の取扱いについての説明が終わりました。協議第12号について、この資料についてのご質問があればお受けをいたしたいと思っております。何かございませんか。</p>
事務局長	<p>ないようでございますので、次に協議第13号町・字の区域及び名称の取扱いについてを、事務局より提案説明を願います。</p> <p>それでは、協議第13号町・字の区域及び名称の取扱いについてご説明を申し上げます。西脇市及び黒田庄町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>(2)でございます。西脇市の大字名、又は字名は現行のとおりとする。</p> <p>(3)でございます。黒田庄町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名(黒田庄町)を付した大文字名とし、字名については現行のとおりという内容でございます。</p> <p>西脇市の大字の数は48、黒田庄は14でございますが、この大字、また字の区域については現行のままといたします。名称に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>つきましては、本日新市の名称は西脇市とするという協定項目決定を受けまして、西脇市の大字、字名は現行のとおりといたします。黒田庄町につきましては、長年なれ親しんだ黒田庄町の名称を残すという、両市町間の確認事項を尊重し、黒田庄町の大文字は現町名を付した大文字とする。つまり、現在喜多、大門が大文字であります。合併後は黒田庄町喜多、黒田庄町大門が大文字になるというものでございます。</p> <p>実施後は、戸籍法や住民基本台帳法により他市町村に通知必要であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>協議第13号町・字の区域及び名称の取扱いについて説明が終わりました。協議第13号について、この資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思っております。何かございませんか。</p>
事務局長	<p>ないようでございますので、次に協議第14号慣行の取扱いについて、事務局より提案説明願います。</p> <p>それでは、協議第14号慣行の取扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>慣行につきましては、地域の伝統・文化との結びつきが強いものがあり、地域の特性や地域住民に十分配慮しながら調整をすることといたします。27ページの現状のところをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>(1)市章について、西脇市は2つのかなの「シ」を図案化したもので黒田庄町はカタカナの「クロ」を図案化しております。市章につきましては、新市発足までに調整をする。</p> <p>(2)でございます。市民憲章は西脇市5項目、黒田庄町3項目、似通った表現がございますが、新しいイメージの市民憲章を定める。市民憲章につきましては、新市において調整をする。</p> <p>(3)市の木は、西脇市は杉、黒田庄町はくろまつでございます。市の木は新市において調整をする。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(4) 市の花は、西脇市はしばざくら、黒田庄町は菊でございます。市の花は、新市において調整をする。</p> <p>(5) 新都市像は、西脇市のみが制定しております。新都市像については、新市において調整をする。</p> <p>(6) 名誉市民は、西脇市のみが制定しております、市長が議会の認定を得て行うものでございますが、該当はございません。名誉市民については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 市民表彰は、功労表彰と善行表彰があり、表彰条件は同一ですが、西脇市の功労表彰は市長が行い、黒田庄町の場合は町長が議会の認定を得て行うという点が異なっております。市民表彰につきましては、新市において調整をする。</p> <p>(8) の宣言は、両市町の同じ時期に同様の宣言をしておりますが、西脇市のみという宣言もあります。宣言につきましては、新市において調整する。</p> <p>(9) 市歌につきましては、西脇市のみでございます。市歌につきましては、新市において調整する</p> <p>以上、提案でございます。よろしく願いをいたします。</p>
内橋議長	<p>協議第14号慣行の取扱いについて、説明が終わりました。協議第14号のこの資料についてのご質問があればお受けをいたしたいと思っております。何かございませんか。はい、どうぞ。</p>
清瀬委員	<p>各調整内容ですけれども、引き継ぐという面もありますが、それぞれの市章とか市民憲章というのは、調整方法は何か案を考えておられるのでしょうか。</p> <p>それから、それは専門部会とかあるいはそういった方で検討されていると思いますが、調整方法、具体的にもし案がありましたら具体的にお教えてください。</p>
内橋議長 事務局長	<p>はい、事務局。</p> <p>協議会の中で、そういう大枠を決めていただいて、その後例えば新市において調整するということになれば、新しい市長さんの</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 清瀬委員 事務局長</p>	<p>もとで住民のいろんなコンセンサスを得ながら決めていただく、これが新市において調整する。</p> <p>新市までにといいますのは、こういう形で合併協議が相整いましたら、新市の合併発足までに住民の方にもアンケート等をとっていただきまして、そういうような形でございますので、この協議会でこれを細部について協議をするというところまでこの協議会はいかないと解釈しております。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>発足までの件、市章についてはどうですか。1番目の、発足までの分はどうですか。市章について。</p> <p>市章につきましては、この協議会をやっていただいて、この新市までに発足するというような調整をいただけましたら、その後議会で承認をいただきますので、その後に両市町長の調整の中で、どういう形で調整するねやとかいろんな形を、具体的に両市町長で話していただきたい。その後で、事務レベルで調整をしていくということでございますので、今調整をするということで、全体でオーケーをされてないものを、個々進めるということはありませんので、議会の議決を経た後だと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>ほかに何かございませんでしょうか。</p> <p>ほかにないようでございますので、次に協議第15号各種事業（都市交流事業）の、この取扱いについて事務局より提案説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、協議第15号について説明をします。各種事業（都市交流事業）の取扱いについて。</p> <p>姉妹都市、友好都市については、合併後も交流を継続するというものでございます。この事業は西脇市のみが行っております。姉妹都市は、昭和44年度からアメリカのレントン市と提携しており、交流事業として中学生の使節団の派遣や、市民団の派遣を</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>行っております。青少年のころに国際交流をするということは、その人の人生に驚異的な影響を持ち、これからますます深まる国際社会に向けて大きな成果を上げているところでございます。</p> <p>また、友好都市は昭和53年から北海道富良野市とへその取り持つ縁で提携をしており、北海へそ踊り、織物まつり、へそマラソン等で相互交流や職員の人事交流を行っており、友好を深めております。</p> <p>今後長い間培った交流を、さらに深めるために合併後も継続したいという提案でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>協議第15号各種事業（都市交流事業）の取扱いについて説明が終わりました。協議第15号についてこの資料についてのご質問があればお受けをいたしたいと思っております。何かございませんか。</p>
事務局長	<p>ないようでございますので、次に協議第16号各種事業（広報公聴関係事業）の取扱いについて、事務局より提案説明願います。はい、事務局。</p> <p>それでは、協議第16号について説明をいたします。各種事業（広報公聴関係事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）広報誌については、新市においても定期的に発行する。</p> <p>（2）市勢要覧については、新市において作成をする。</p> <p>（3）ホームページについては、新市において開設する。</p> <p>（4）公聴活動については、新市において調整するという内容でございます。</p> <p>広報誌につきましては、両市町とも毎月1回発行で配布先も同様でございます。配布方法が若干異なっておりますので、この点については、新市の発足までに調整が必要となります。</p> <p>市勢要覧は、市制誕生の記念すべき記録と記載をし、作成をいたしてまいります。</p> <p>ホームページにつきましては、両市町とも開設しております</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内橋議長	<p>が、新市の情報をより多く新市の皆さんに提供するため、ホームページを調整し開設いたします。</p> <p>公聴活動につきましては、陳情、要望の受付や、市制懇談会、住民懇談会の開催、法律相談、行政相談等同じ事業をやっております。開催については、開催時期や開催回数についても、新市において調整をいたします。</p> <p>なお、ちょっと横へ反れるんですけど、きょうこの協議会のホームページを立ち上げております。この協議会としてホームページを立ち上げ、その内容につきましては会長、副会長さんのごあいさつをいただいたり、協議会の設立しました経緯、協議会の紹介、協議会の開催状況、合併の協定項目、こういうようなホームページを立ち上げております。</p> <p>両市町の公式のホームページからアクセスができるようになっておりますので、きょう5時ごろからオーケーになっておりますので、夜には間に合うかもわかりませんねんけど、こういう形で協議会もホームページを立ち上げておりますので、ご利用いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、協議第16号各種事業（広報公聴関係事業）の取扱いについて、説明が終わりました。この協議16号について、資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思います。何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、以上でこの事前の提案の事項については終了をいたします。</p> <p>次に、その他といたしまして協議会の日程について事務局よりご報告申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議会の日程でございますが、恐れ入りますが3回目の協議会を1月20日の火曜日でございます。西脇市の生涯学習まちづくりセンターで開催を予定しております。4回目協議会を2月19</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>日の木曜日、黒田庄町の中央公民館で、時間はいずれも1時半から予定しておりますので、委員さん方、日程調整方、よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>それと、ここに記載をしておりませんが、初回のときに年間の予定表の中で、3月は18日木曜日と記載をしておりましたが、いろいろ調整する中で3月は3月19日の金曜日、1日ずらしていただいて、3月19日金曜日に変更したいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それから、日程外でございますが、本日決定いただきました新市のまちづくり委員会の委員さん方、まことに申しわけないんですが、若干お時間必要としておりますんで、もう一度終わりましたら日程等の調節がございますんで、お残りをいたしたいと思います。</p> <p>以上が事務局の連絡でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>協議会日程について報告がありました。特にご意見がなければ、この日程で進めさせていただきたいというように思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは大変お忙しいこととは思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局長 内橋議長	<p>事務局よりほかございませんか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかになれば、委員の皆さん方から何かございましたらお受けをいたしたいと思います。ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、閉会にさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には非常にお忙しい中ご出席を賜り、また長時間にわたりまして熱心にご協議をいただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>また、傍聴にお越しの皆様方につきましても本当にありがとう</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ございました。ことしも残すところあと10日余りとなりました。このあさって21日には西脇工業高校が都大路で心のたすきリレーを展開をいたします。ご声援方、よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>また、これから寒さもますます厳しくなっまいます。どうぞ委員の皆様にはご自愛をいただきまして、ご家族おそろいでよいお年をお迎えをいたしたいと思います。</p> <p>また、年明け1月から早速お世話になりますが、新しいまちづくりに向け、引き続きまして皆様方のご協力、又ご支援をどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>これをもちまして、第2回目の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>(「ありがとうございました」の声あり)</p>